

飲食店・料理店のみなさま、

グリース阻集器の設置が義務づけられています！

* 東京都下水道条例施行規程 第3条の2

* 建築基準法関係規定(昭和50年建設省告示 第1597号)



- 営業中でも設置できるもの
 - 賃貸店舗でも設置できるもの
- さまざまな種類の阻集器があります。



定期的に掃除をしましょう!

掃除をおこたると、悪臭が発生したり、ゴキブリなど害虫の発生場所になってしまいます。

グリース阻集器の日常清掃

①バスケットの掃除は毎日1回



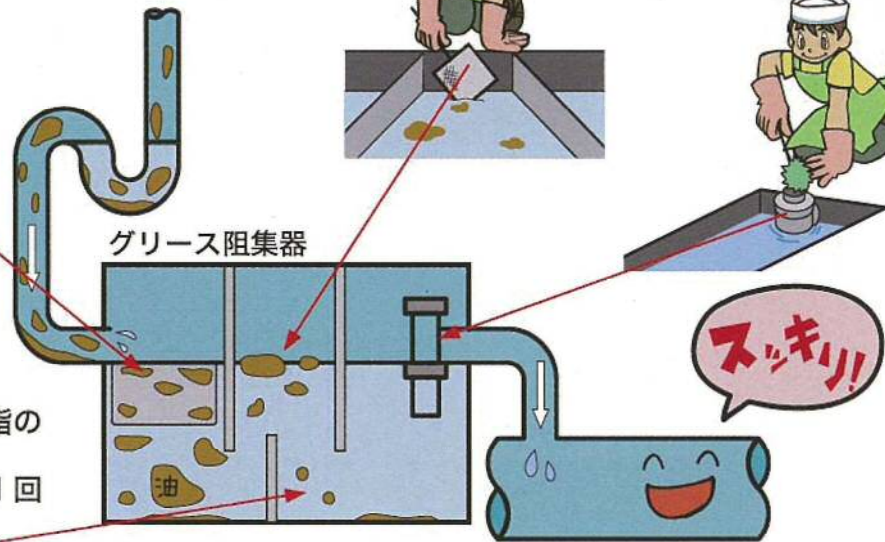
②油脂分（ラード）の掃除は毎日1回



④トラップ内部の掃除は2~3か月に1回
注意：清掃口キャップは忘れず元の位置へ



③ゴミ・油脂の掃除は1週間に1回



注意：清掃した油脂分などは、廃棄物として正しく処理しましょう。

●ご相談・お問合せ先

青梅市役所 環境部 下水管理課 管理係

電話 (代表) 0428-22-1111

(内線番号) 2644、2645



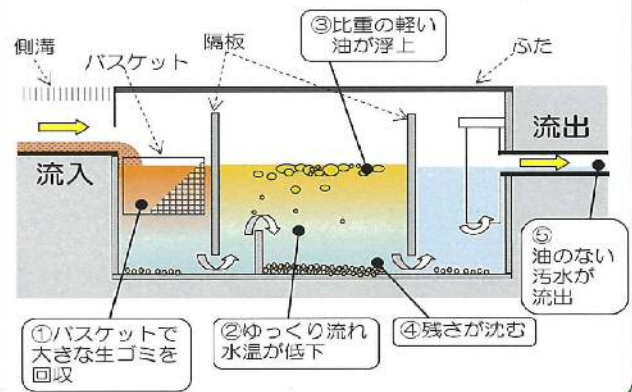
〈油でつまった屋内の排水管〉
 油は排水管の中で冷えて固まり、管の内面にこびりつきます。
 そのままにしておくと管が詰まってしまいます。



〈歩道上にあふれ出た汚水〉
 排水管の詰まりにより、建物内でもあふれる場合があります。
 ひどい臭いで非常に不衛生です。

グリース阻集器とは

排水中の油分を分離・貯留して排水管・下水道管に流さないようにする装置で、グリーストラップとも呼ばれます。
 阻集器内に流れ込んだ排水中の油分は、比重差によって浮上し、油分の少ない排水だけが排水管へ流れていきます。



阻集器の設置上の注意点

○「日本阻集器工業会」の認定品を選びましょう



「日本阻集器工業会」(電話 0120-891262)のホームページで認定品の一覧を見ることができます。

○設置工事をできるのは、東京都指定排水設備工事事業者だけです

次頁の問合せ先や東京都下水道局のホームページで、お近くの「東京都指定排水設備工事事業者」を探することができます。

○阻集器の性能を発揮するために

- ⇒ 適正な容量の阻集器を、清掃しやすく、高温の食器洗浄器などから離れた位置に設置しましょう。
- ⇒ 隔板を外すと能力は大きく低下します。取り外したままにしないでください。